

1920-30 年代の聾啞者にみる「公民」概念の受容と抵抗

—『聾啞界』の手話をめぐる議論を中心に—

池田 法子

はじめに

本論は、1920-30 年代の日本社会で国民統合理念として掲げられた「公民」概念が、マイノリティ集団である聾啞者にどのように認識され、対応がなされたか、その受容と抵抗の様相および葛藤を考察するものである。特に、公民教育論の提唱者と聾啞者との間で主要な論点となった、言語すなわち手話をめぐる議論を中心に扱う。具体的には、大正期に聾啞者が結成した全国組織の機関誌『聾啞界』における多様な立場からの主張に注目する。

聾教育は、明治初期から日本で最初の障害児に対する学校教育として成立してきたが、1920-30 年代にかけての欧米の口話教育の導入以降、手話の位置付けをめぐって、聾啞者と口話教育推進派の教員・親の間での対立があった。この 1920 年代以降の純粋口話法の普及と手話排除という対立構造は、近代国民国家における国民教育制度としての聾教育の確立と聾啞者の同化・国民化として、生み出されてきたことが指摘されている¹。これに関して、口話教育が主流となる中で手話を擁護しようとする聾学校教員がいかなる教育実践・運動に取り組んできたかが先行研究で明らかにされてきた²。

だが、これらの研究では、主に聾学校内での教育方法・制度、実践に焦点が当てられている。学校を卒業し様々な社会状況で生活を送る聾啞者にとって、手話をめぐる議論はどのような意味を持つものだったのか、またなぜ実際に聾学校で口話教育の急速な普及が可能であったのかについて解明していくためには、聾学校関係者のみならず、多様な立場にあった当事者の意見から分析していくことが必要であると考えられる。そこで本論では、1915 年に日本で最初の聾啞者による当事者団体として設立された日本聾啞協会が発行した機関誌『聾啞界』に着目し、どのような「声」が寄せられたかを考察する。

日本聾啞協会とは、大正期に東京・京都・大阪の都市部の聾啞学校の卒業生らが中心となり、聾啞者の社会的地位の向上と福祉の増進を目的として設立したものである。1925 年に社団法人化し、半官半民の立場から聾啞者の職業斡旋事業や娯楽事業等を展開した。同協会の会長・副会長は聴者の聾学校校長であり、幹部に聾啞者が就任した。設立当初は都市部の聾啞学校が中心であったが、1935 年までに地方部会数は 22 を数え、会員数は約 1,000 名であった³。日本聾啞協会の会員の多くは聾学校での就学経験を持ち、『聾啞界』の購読・投稿が可能であったという条件を考慮すれば、日本聾啞協会の会員は聾啞者の中でも比較的に就学・就業面において上部層であったと言える。とはいえ、『聾啞界』の投稿者は聾学校の同窓会誌・教育系雑誌に比較

して、地域や職業を横断して様々な意見が掲載された雑誌であり、本論の分析資料として妥当であると考ええる。

本論では、まず 1920-30 年代における聾啞者に対する教育論がいかに「公民」概念と結びつけていたかを明らかにする。続いて、聾教育をめぐる議論が『聾啞界』ではどのように受け止められていたか、聾啞学校の卒業生・教員の立場にある聾啞者から提起された論点を整理する。最後に、口話教育を推進する健聴者や聾啞教員、さらに農村部の聾啞者の女性らの間で最も議論が活発化した際、それぞれの主張の立場からいかなる応酬がなされたかを分析する。以上をふまえて、1920-30 年代における「公民」概念の聾啞者にとっての受容と抵抗、葛藤の様相について考察したい。

1. 口話教育と「公民」概念の関係 ―川本宇之介に着目して―

まず、1920-30 年代における口話教育と「公民」概念の関係性を整理するために、川本宇之介(1888-1960)に着目する。川本は、戦前期から社会教育、図書館・都市問題、理科教育といった多岐にわたる領域で研究活動を行い、特に盲聾教育を中心とする障害児に対する教育整備において指導者的役割を果たしてきた人物である。

川本が特殊教育領域に関わり始めたのは、1922 年から 2 年間の文部省在外研究員としての欧米視察から帰国し、東京聾啞学校教諭に就任した頃からである。川本は文部省嘱託、東京市政調査会の補助委員を兼任しながら、盲・聾教育の義務制実現を目指した。戦後に至っては、1946 年から教育基本法の制定を中心とする教育改革が本格化すると、川本は障害児教育界の代表として教育刷新委員会に参画し、障害児に対する義務教育の実現や交通費・学用品等の教育保障などに関する主張を行ってきた。このように、日本の障害児教育の発展に重要な役割を果たしてきた川本は、1920-30 年代において、特殊教育振興の理論的支柱とした公民教育論についてどのように捉えていたのだろうか。また、そこでの「公民」概念が口話教育とどのように連結していたのかを概観していく。

1-1. 1920-30 年代における「特殊児童」の「公民」教育論

先に述べたように、川本は特殊教育に限らず、多岐にわたる領域で研究活動を行っている。戦前期における川本の思想を研究した平田勝政によれば、「公民教育」論は「川本の教育思想の要(中核)」⁴に位置付けられ、特に 1920 年代から 1930 年代前半における「公民教育」論は、「デモクラシー」を基調にする点に特徴があったと指摘されている⁵。これをふまえて、本節では、この時期の川本の代表的著作である『デモクラシーと新公民教育』(1921 年 11 月)から、川本の「公民」教育論と「特殊児童」への教育の位置付けを論じていく。

まず、同書では、「デモクラシー」とは「人間本来の自由と平等」を根本基調として、「個人の権利」を主張し、人間のあらゆる生活の上にその欲求を実現しようとする「広い意味の社会生活の様式」とされた。この「人間本来の自由と平等、個人の権利と価値」の拡張を理想とするデモクラシーを実現するために、川本は「之を論理化し合理化し、以て国民の思想を統一せねばならぬ」と考えた⁶。デモクラシーの根本原理と実践的原理を理解して実行する者が「公民」であり、この「公民」としての資質を有する者を育成することが「公民教育」であった。

川本の「デモクラシー」における一重要原理である「平等」に着目すると、教育に対する川

本の問題関心が明らかとなってくる。「平等」という観点から考えると、まず「何人にも健康な生活、有効なる作業、或る程度の享楽、一程度の智識と教養とは、実に各人に必要の最低限度」であり、「之を適度に社会が供給することに於て平等でなければならない」⁷という。加えて、「所謂文化生活を享楽せしめることにつき、機会の均等を得せしめること」⁸を挙げ、一般的知識や文学・芸術といった文化を楽しむのが一部の富裕層に限定されている実態は、平等の理念に合わないと指摘した。このように、「最低限度の必要と社会生活の供給」や「文化生活の享楽」、また「人格の発展」といったいずれをとっても、川本は教育が基礎となるとした。万人ができるだけ高い教育を受けることが、デモクラシーの有力な実践の原理と考えたのである。一方、現実には、当時は普通小学校でも授業料が徴収されるのみならず、貧困・病弱を理由として義務教育を受けられない児童が多数存在するという状況があった。川本はこの実態を問題視し、質・量ともに教育を向上させることが不可欠であると考えた。

教育の機会均等の観点から、川本は「教育の社会化と社会の教育化」というアイディアを提唱する。これは、学校教育の拡充のみならず社会教育をも射程に入れたものであり、デモクラシーの目的を達成するための重要事項として公民教育と関連付けられている。川本は、「貧困者たると不具者たるとを論ぜず、少くとも最低限度の教育を受ける権利があり又、国家社会は之を施す義務があるものである。又成人後になつても、何人と雖も出来得る限り其の修養向上を図るべき機会を与え、施設を整ふことは、やはり国家の義務であり、吾人は亦之を要求する権利があるものと称してよいのである」⁹と述べた。すなわち、貧困や障害にかかわらず教育を受けることは個人の権利であると同時に国家社会が義務を負い、さらには成人にとっても同様の教育機会を保障すべきであると指摘されている。

その上で、川本は学校教育と社会一般に対する教育の両者について論じた。学校教育の拡充について、具体的には、①幼稚園、託児所の発展充実、②貧困児童就学上の保護奨励、③身体欠陥児童の特殊教育の施設、④補修教育の徹底的振興、⑤成人教育の施設、⑥中等学校以上に於ける育英事業の拡張、の6項目を挙げている。とりわけ、アメリカの被教育者数の実態と比較した際、高等教育および「特別なる保護を要する者の教育」¹⁰が最も課題を抱えていると川本は指摘した。

このように、川本は「平等」の観点による教育のデモクラシーという理想を実現すべく、具体的な教育状況の文脈に即して論じる中で、就学猶予免除対象となっていた不就学児や、盲・聾児に対する教育問題へと関心を抱いていった。『デモクラシーと新公民教育』の執筆後、川本は欧米留学を経て、実際に聾啞学校の教員を兼任しながら不就学児の義務教育保障運動に従事していく。川本は、不就学児の義務教育保障の意義と効果として、児童自身の幸福の増進に加えて、思想善導や社会防衛といった社会改良的側面を挙げたという¹¹。こうした社会防衛・社会効用を主要な論拠とする特殊教育は、1960年代後半から「権利としての障害児教育」の立場から批判されることになるが、この時代においては、「特殊児童」の不就学をなくし特殊教育を公教育化していく要求運動の有力な根拠となった¹²。

1-2. 「公民」形成と口話教育

では、前節で述べた「公民」概念と聾児・聾啞者に対する口話教育はどのような関係性によ

って捉えられていたのだろうか。1929年の川本の『聾啞界』への投稿「我等の目標」¹³によれば、聾教育の目標とは、「耳の聴える者と同様に、聾者が、自立自営の国民となり、善良有為なる公民となり、一個人としては情趣豊かな人、敬虔崇高な人格者となること」であった。そこで最重要視されたのは、「自立自営の国民となり善良有為なる公民となる」ことである。「自立自営」とは、単なる財産の増大を意味するのではなく、「他人や社会国家に厄介にな」らずに、自分の資質を考慮して「節約勤勉して即ち正直に額に汗して働」くことを指した。これを達成するための重要事項として挙げられたのが、以下の3点である。

一、各人の職業上の能力がすぐれて居て、自己又は自己の家族の生活資料は自己の腕で得ること

一、職業的に社会的生活に於て、よく意志が流通し協同の仕事と生活をするのに適する性格と能力がなければならぬ

一、自立自営の精神が盛であつて、他人に依頼した生活や先祖の財産をあてにすることを恥とする様な勤勉家であること

上記の第二点目に着目すると、周囲の人間と意志疎通をとり、協同作業をなすことが重視されていることが分かる。川本はそのために「極めて大切である言葉といふものが、共通してゐないとそこに極めて困難な事情が起つて来る」と考えた。これが、川本が口話法を普及させようとした理由であった。

その実践的根拠となったのが、アメリカにおける聾教育の成果である。川本は1922年からの2年間の欧米視察において、特にアメリカでの聾教育に最も感銘を受けていた。川本が視察を行った20世紀初頭のアメリカにおける聾学校では、少人数制での口話法の採用、普通教育を中心とする公立通学制学校¹⁴の急速な増加、慈善事業ではない国民教育制度に位置する公教育という新たな形態の定着といった、変革期にあった¹⁵。川本は、自身が実施した日米比較調査¹⁶によれば、アメリカで口話教育を受けた聾者では「従事する職業の種類は多く、社会全般の職業に亘り、且つ比較的高尚なるものがかなり多」く、「その収入も甚だ多」と指摘した。

したがって、川本は、日本聾啞協会の主要目的である聾者の社会的地位の向上を実現するにあたり、職業的自立が不可欠であり、そのための口話の必要性を主張したのである。さらに、日本聾啞協会の会員に対して、上記の3つの重要事項の第三点目について、「努力が比較的足りないのではないかと見られることがある様に思ふ」と指摘し、自立自営の国民を目指して勤勉努力に努めるように促した。こうした努力によって、「眼前の一日の安きを食べる様なことはなく永遠の聾者の幸福に力め」るよう呼びかけた。

2. 聾啞学校の卒業生・聾啞教員からの口話に対する疑問の提示

川本をはじめとする口話教育論者の主張が社会的認識を獲得していく一方で、日本聾啞協会の会員の中でそれに疑問を提示する者は少なくなかった。とりわけ、口話教育が導入される以前の手話と筆談中心の教育に携わってきた聾啞教員たちにとっては、自分自身の立場が脅かされうる問題であった。本章では、日本聾啞協会内部で聾啞学校の卒業生ないし教員経験を持つ

池田：1920-30年代の聾啞者にみる「公民」概念の受容と抵抗

聾啞者の立場から、口話法に対して提示された疑問や批判について、論点を整理する。なお、本節で分析の対象とした論者及び言説は、以下の表の通りである。

氏名	所属・背景	タイトル	号	年
井上久之丞	岡山盲啞学校教員。 30歳頃から漸次失聴したが、 やや残聴あり。	(a)「斯の道の為に」	31	1924
		(b)「斯の道の為に（承前）」	32	1925
		(c)「川本先生の講演を聴きて」	33	1925
藤本敏文	日本聾啞協会理事、編集者。 大阪市立聾啞学校教員。 7歳で耳が聞こえなくなる。	(d)「手真似をより廣く街頭へ」	34	1926
		(e)「聾近聾啞教育の趨勢に対する一考察及手真似進化論」	34	1926
		(f)「聾者の読唇問題に就て」	46	1929
加藤英一	東京聾啞学校卒業生。 同校が口話教育に転換する以前の手話中心の教育を受けてきた。	(g)「私の無智の懺悔」	52	1930
		(h)「手話の展望」	53	1930
		(i)「樋口長市先生に與ふ」	55	1931
		(j)「聾啞界の敵」	57	1931
廣畑肇	日本聾啞協会神戸部会幹事。 難聴で、商業学校を卒業しオフィスマンとして数カ月働いてから、聾啞学校で1年間教鞭をとった経験がある。	(k)「あれやこれや」	56	1931
		(l)「あれやこれや」	57	1931
		(m)「あれやこれや（続）」	59	1932
		(n)「あれやこれや」	60	1932
		(o)「Welcome Our Members」	62	1933

【図表：口話に対する疑問の提示について分析した論者・言説一覧】（筆者作成）

① 言語的機能面 一手話の合理的機能、口話の困難さ

まず、手話の価値とは、感情的分子のみによって認められるのではなく、一言語として合理的機能を有することが主張された。当時、手話には「思想がない」と指摘されることがあったが、井上・加藤は、意識内容を表現し、思想を流通する手段となり得ると主張した¹⁷。すなわち、聴者が通常、音声言語を用いるのと同様に、手話が聾啞者間の言語として機能し、日常生活を営む上で不可欠なものであることを指摘した¹⁸。また、思想は音声言語ではなく文字によってなされるとの主張もあった¹⁹。

一方で、口話は現実の実践場面において困難であることが述べられた。学校教育においては、発音教授の困難な点として、口の動きは見えても舌の位置・運動を示すのが不可能であること、児童自身が自分の発音を聞くことができないために改善が困難なことなどが挙げられた²⁰。さらに、現実社会での読唇の実践面については、三人以上になると用をなさない点や、早口の人の場合は読み取れないことなど、多数の支障をきたす点が指摘された²¹。

② より柔軟な教育法の主張

しかしながら、手話が一言語としての機能を十分に果たし得たとしても、明確に文字・文章との関連がない点や、一般人には理解し難いという点においては、口話教授の方が有効となりうることも考慮された²²。そこで、発音が可能な者には発音を実施し、手話の方が適している者には手話を用いるなど、より柔軟な教育のあり方が提案された。具体的には、手話と発音の併

用法や、児童の特性に合わせた適性教育が「理想の教育」として論じられた。

こうした児童の「特性」とは、主に児童の聴力の程度や、失聴した年齢に応じて対応することが提案された。例えば、井上は、発音が可能であるかどうかは、聴力を失う前に発音の経験があるかどうか²³と、4歳～7歳位の間に早期教育を実施するかどうか²⁴が重要であるとした。その上での教授法とは、学年によって音声の獲得と文字の教授に対する重点を変える方法や、従来通りの手話方を中心としながら適宜手話と口話を組み合わせる方法が提案された。藤本は、「実際の處聾者は決して口話法に反対はして居りませぬ、寧ろ賛成してゐるのでありますけれども、手真似の廃止には絶対に反対をするのであります」と述べた²⁵。

③ 口話を重視する教師・親への批判

最後に、口話教育推進派の教師と親への批判について触れておきたい。まず、教師に関して、藤本は、聾教育の手段においては、「教師の人格」が表れるとして、手話による教授は聾哑者に「頗る温い感」を与えるのに対し、口話は「冷たい感じ」を与えると主張した²⁶。廣畑は聾教育の現場において、生徒に対して侮辱的言葉が教師から発せられていることを告発し、さらに、耳が聞こえないという事実は揺るがないにも拘わらず、「将来は常人と同じ様に耳も聞こえるし、口も利けるようになる」と語る生徒の言葉に責任が取れるのか、と迫及した²⁷。

親を中心とする家族に対する批判としては、例えば廣畑は、聾学校に通学する子どもが「オトサン」と話しかけると、父はそれを聞いて「父性愛が湧いた」と言って喜んだというエピソードに、「父よあなたはほんとうに息子の心を握つてゐるか」²⁸と指摘した。これは、1918年から1932年まで使用された第三期国定国語教科書に掲載された「第二十二 哑の学校」で、聾学校に通う娘に数年ぶりに会った父が、娘が話すのを見て喜ぶ姿を、第三者の少年の視点から描いた小話²⁹とは対照的な視点である。

一方、廣畑と同じく親の「愛」について言及した藤本は、むしろ親の愛を積極的に捉え、「成功の最後の鍵」³⁰と述べた。これは、1920年代にかけて耳の聴こえない娘はま子に対して幼少期から欧米流の口話教育を実践し、全国的に口話教育を推進した西川吉之助を念頭に置いた指摘である。そこで藤本が強調したのは口話教育の方法論ではなく、聾者に対する愛情こそ宣伝すべきであるという点であった。廣畑と藤本の主張はやや異なるが、親の「愛」への問い返しという点で共通している。

3. 議論の活発化と葛藤 - 「食はず嫌い」をめぐる一

本章では、『聾哑界』において、様々な立場にある教育関係者と聾哑者の間で直接的に議論が最も活発化した際、どのような「声」があげられたかを考察していく。

議論が活発化する契機となったのは、1928年に川本が『聾哑界』の読者に対し口話の推進を目的として投稿した「食はず嫌いをする勿れ」³¹という原稿である。そこで川本は、聾哑者が口話を嫌うことを子どもの人参の食わず嫌いに例え、手話の食わず嫌いの方が遥かに合理的であるのに対し、口話の食わず嫌いは単なる感情の分子が多いと指摘した。前者が合理的である理由とは、国語力の進歩、智能の発達、社会との交際といった観点において有効であるためとした。しかしながら、この投稿は会員たちから様々な波紋を呼ぶこととなった。

3-1. 川本に対する聾哑者からの反応

川本の投稿に即座に対応したのが、『聾啞界』の編集担当である藤本である。藤本は、川本が「食はず嫌いをする勿れ」を投稿した翌号に、「刺激を受ける処が少なくない」として、自分自身を含む 18 名の多様な背景を持つ聾啞会員の意見を収集し「聾者の読唇問題に就て」(46 号、1929 年)を投稿した。これは、18 名の会員に①聞こえなくなった年齢、②発音の程度、③読唇の経験、④手話・発音・読唇のどれを便宜とするか、⑤その他の感想、の 5 点について自由記述で回答を得るものである。聞こえなくなった年齢は、生来時から 30 歳頃まで多岐にわたり、平均すると約 11 歳であった。

普段の意思疎通の便宜については、多様な意見が寄せられた。手話が便利であるとの意見もあったが、相手によって使い分けると答えた者も少なくなかった。相手によって使い分けの場合、相手が聾啞者であればほとんどの者が手話を使うと答えたが、聴者に対する手段は回答者によって筆談、発音、読唇の意見が分かれた。ただし、読唇については相手が家族などの普段から慣れた人であることや、自分の知っている地名や人名であること、簡単な内容であること、等の条件があげられた。一方で、青年期以降に聞こえなくなったという人の中には、手話も得意ではないのでどれが便宜とも言い難いという回答もあった。

川本に対する直接的な言及を見てみよう。ある男性は、川本の「人類愛と聾者永遠の幸福に対する熱誠」³²に感謝すると述べた。自身は食わず嫌いをしている訳ではないが、適当な料理屋やコックがおらず、なかなか歯が立たないと比喩的な表現をしている。その上で、教育方法としては実際の効果を重視すべきであり、手話と口話のどちらの食わず嫌いも甲乙無しと結論づけた。同様の立場からの意見として、別の男性は川本の「我々聾啞者をして社会と没交渉なきまでに救ひ出さんとする熱望」³³に敬服を示しながらも、実際の教育場面では手話が合理的な手段となりうる点を指摘した。彼自身は、聾啞学校に入学当初は手話を知らず、最初は手話で話す生徒を見て笑いそうになり、自分がやるのも少し嫌な感じがしたが、実際に覚えてみると便利であると同時に「一種の芸術」であると表現した。

一方で、川本に対してより冷ややかな態度を示す人もいた。例えばある女性は、「先生こそ手話を食はず嫌いをしてみられるのではないだらうかと思ひました、先生のお説はあまりにも理想に走り過ぎ実際の私共の生活にはあてはまりません」³⁴と述べた。彼女は聾啞者同志が手話で自由に会話をするとき、「心と心とが一つにとけ合つて泪ぐましひまでに幸福感にひたれ(中略)そのときこそ自分達が不具者であると云ふことも忘れ得られる」とした。その上で、聾啞教育とは聾啞者を幸福に導くことであり、「とうてい発音の不可能な聾啞者をぎせいに供するよりも手話に依つて全体の聾啞者を幸福に導く方がはるかに勝つています」³⁵と主張した。同様に、ある女性は、比較的恵まれた家庭環境ではあったが何となく空虚で寂しい生活を送っていたと述べながら、手話を学んでから「心の糧を得た」と表現している。その「心の糧」を失ったならば、「うるほいのない者になるでせう(、)聾啞者の永遠の幸福のためにも手話はあつて欲しいとねがひます」と書いている³⁶。このように、手話を聾啞者にとっての「幸福」と結びつけた主張が見られた。

以上より、藤本が収集した複数の意見をまとめれば、普段の意思疎通手段は個人が自分に合った方法を選択していたことが分かる。その中でも、聾学校内における口話教育の推進にあたって、理想と現実の間にあるギャップの指摘が目立つ。一方で、学校から社会生活へと移行し

て直面する「現実」には、さらなる課題があった。次節では、聾学校での就学経験を経て、農村部に暮らす女性の生活における「現実」がいかなるものであったか、ある女性の事例を取り上げてみよう。

3-2. 農村部に暮らす聾啞者の女性の例

本節では、当時農業が盛んであったことから「日本デンマーク」と呼ばれた愛知県安城町の近辺で農村生活を営んでいたある聾啞者の女性³⁷を取り上げる。彼女は真っ黒になりながら働く畑仕事を「尊い仕事」と取り組みながら、月に一度街に出かけて書店で立ち読みをすることを生活の楽しみにしている。実兄と一軒隣の義従姉が聾啞者であり、彼らは学校教育を受けたことがなく、家からも一歩も外に出られないような生活を送っていた。彼女自身は、名古屋盲聾学校で発音や読唇を学ぶことができた。

彼女は、「不具といふ身に生れて来て、国家の為に聊さかも、尽し得られないのは、誠に慚愧に堪へない」³⁸と感じながらも、人間として生を受けたことに感謝して生活を送ることを心がけていたという。その中で生じてくる大きな悩みは、結婚と貧困であった。結婚に関して、彼女は耳が聞こえないがゆえに「独身であることが国家・社会のためである」、あるいは「避妊をして結婚することが望ましい」といった言説を聞いた。それでも子どもが欲しいという願望を抑えきれず、「己を犠牲にすることはあっても未来の子どもを犠牲にするような結婚はしない」という決意を持ち、もし子どもが生まれたならば社会に多少は貢献するような人間に育て上げるよう努力したいと述べている。

もう一つの悩みであった経済問題について、彼女は一日中働いても日収平均 20-30 銭程しか得られなかったという。それでは向学心を満たすどころではなく、早魃や洪水に見舞われたならば悲惨な状況に陥り、宗教などでは到底解決できないような境遇にあった。

また、この女性は前節で述べた藤本による編纂の投稿での回答者の一人でもあった。そこで彼女は、盲聾学校で口話ができるようになった喜び、郷里では学校のように上手いかわないが、聴者に対しては発音と読唇で対応していること、今後も口話教育の発展に期待すると同時に手話をもっと研究したいといった趣旨を回答した。だが、続く第 47 号と第 48 号で彼女は、先の藤本編纂の投稿における回答者は半数以上が聾啞学校の教職関係者で、それ以外の者も大部分は日常的に手話を使用している人であるため、偏りがあると反論を返した。特に、戦前期において国内で少数派として手話を擁護する教育実践を行った大阪市立聾啞学校の教員が川本の口話教育を批判した際には、「現実が違う」と痛烈に批判した。

そこで彼女が表明した農村生活で第一に直面する「現実」とは、ひもじさであった。「お前達は金ばかり使っている」と非難を浴びる中で生活するには、口話(=人参)は「大好物」と表現された。周囲の人々は手話は分からないため発音・読唇で用を足さざるを得ず、筆談をするにも文字を書くことのできる人が少なく、いちいち筆と紙を出しては「鼻にかけている」と思われ良好な交流関係は築けないというのである。

その一方で、自らの心に最も必要とするものは「心の糧」、「愛」、「うるおい」とであると述べた。「わがままだ」という文句を耳にタコの出来るほど聞かされ、外出すると「可哀想だ」「お嫁に行けなくてつまらないね」と安価な同情を浴びる中では、心の糧を得ることが「何よりの

妙薬」であり、この世で唯一の「慰安所であり楽園」であるという。それはすなわち、同じ境遇にある者と手話で自由に語り合うことに他ならなかった。このように、彼女の投稿では、貧しい生活を生き抜くための現実と、手話で語り合うことによる心の充足に対するアンビバレントな心情が語られた。

おわりに

以上、本論では、1920-30年代における聾児・聾啞者に対する教育の理念と方法論がいかに「国民＝公民」形成と結びつき、当事者にどのように受け止められたかを検討してきた。具体的には、戦前から昭和初期にかけて障害児教育の発展に重要な役割を果たし、特に聾教育の実践に深く関与した川本宇之介の「公民」概念と聾教育の関係を整理し、川本の議論に対して聾啞学校教員や農村部に暮らす女性といった様々な立場の聾啞者からいかなる対応・反応がなされたかを考察した。以上をふまえて、1920-30年代における聾啞者の「公民」概念の受容と抵抗について考察する。

第一に、この時期の川本の「公民」教育の理念は、概して聾啞学校の現場から共感され肯定的に受け止められた。ここでの「公民」教育とは、「人間本来の自由と平等、個人の権利と価値」の拡張を理想とする「デモクラシー」を基調とし、その原理を理解し実行する「公民」の育成を目指すものである。教育の機会均等という観点から、川本の「公民」教育論は就学猶予免除規定の対象だった不就学児の問題へと連結し、義務教育として保障されていなかった聾教育につながった。川本は、聾教育の目的とは聾啞者を「自立自営の有為有用なる公民＝国民」として形成することと捉えた。こうした教育への「熱意」に関しては、「感謝」や「敬服」といった評価が語られている。

第二に、その理想の一方で、「現実」の教育の困難さは、特に手話を排除する純粋口話教育に関して顕著に指摘された。「公民」として、職業によって自らの生計を立て、精神的にも自立して勤勉に働くためには、健常者と同様にコミュニケーションが取れることが重視され、また口話の習得に手話が妨げとなると考えられた。その結果、聾啞学校では手話が否定的に見なされた。これに対して、聾啞学校関係の当事者からは、教授方法や意思疎通手段として手話が合理的である場合もあるといった反論や、同じ境遇にある者同士で自由に語り合う心理的側面への無理解の批判がされた。ただし、実際に社会生活を送る中での意思疎通の方法は、各個人が周囲の環境や相手、また自分の聴力や教育歴に合わせて様々な方法を選択していた。

第三に、経済的・精神的自立を重視する「公民」概念には、「国家社会に有用な人材」たるイデオロギーが内包されていた。すなわち、「自立自営の有為有用なる公民＝国民」たることを目的とする「公民」教育論は、「役に立たない＝無用」な者を排除する論理の危うさをはらんでいたが、この点について、少なくとも『聾啞界』では自覚的に議論はされていない。むしろ、農村部の女性の例では、「役に立たない」「金ばかり使っている」という周囲からの蔑みに加え、結婚に関しては自らの女性性をも否定された上で、自己肯定しないままにせめて子どもだけは「社会に貢献する人材」たるように期待をかけざるを得なかった。これは、農村部女性のような社会的に弱い立場にあった者にこそ、「有用な人材」というイデオロギーが強く内面化される構図にあったとも言える。こうした近代的自立観による社会的排除の構造について、今後もし

らなる批判的検討・考察が必要であると考ええる。

註]

- ¹ 藤川華子・高橋智「1920 年代における川本宇之介の聾教育システム構想と官立東京聾啞学校改革」『東京学芸大学紀要 第 1 部門 教育科学』Vol.56、2005、pp.201-216.
- ² 大阪市立聾啞学校での取り組みを扱ったものとして、上野益雄・野呂一・清野茂「大阪市立聾啞学校教師たちの手話についての考え方」『つくば国際大学研究紀要』No.8、2002、pp.53-74.、上野益雄・野呂一「藤本敏文(1893-1976)の手話についての考え方」『つくば国際大学研究紀要』No.7、2001、pp.97-118.、清野茂「昭和初期手話-口話論争に関する研究」『市立名寄短期大学紀要』Vol.29、1997、pp.57-80.、清野茂「ある聾教師、その実践と人生 -大阪市立聾啞学校教諭・廣間ひでについて-」『市立名寄短期大学紀要』Vol.38、2005、pp.1-12.がある。また、清野は函館盲啞院で教師をしながら手話を擁護する運動をした鈴木忠光についても研究している(清野茂「ある聾啞学校教師の生涯 -鈴木忠光と昭和の聾啞教育、聾啞運動-」『市立名寄短期大学紀要』Vol.31、1999、pp.53-77.、清野茂「ある聾啞学校教師の生涯・補遺 -鈴木忠光と昭和の聾啞教育、聾啞運動-」『市立名寄短期大学紀要』Vol.32、2000、pp.43-53.）。さらに、口話教育の経験についてインタビュー調査から明らかにした研究がある。(野呂一・中川辰雄「大正・昭和初期におけるろう教育の歴史的考察 -卒業生夫妻の証言に見る東京市立聾学校の教育の実際」『横浜国立大学教育人間学部紀要 I 教育科学』No.7、2005、pp.83-105.)
- ³ 聾啞月報社編『聾啞年鑑』聾啞月報社、1935.
- ⁴ 平田勝政「昭和戦前期における川本宇之介の公民教育論と特殊教育」『長崎大学教育学部教育科学研究報告』Vol.39、1990、pp.67-82.
- ⁵ 平田勝政「大正デモクラシー期における川本宇之介の公民教育論と特殊教育」『教育科学研究』東京都立大学教育学研究室、1985、pp.13-22.
- ⁶ 川本宇之介『デモクラシーと新公民教育』中文館書店、1921 年、pp.2-4.
- ⁷ 同上、p.81.
- ⁸ 同上、p.82.
- ⁹ 同上、pp.583-584.
- ¹⁰ 同上、p.601.
- ¹¹ 平田、前掲論文、1985、p.19.
- ¹² 同上.
- ¹³ 川本宇之介「我等の目標」『聾啞界』日本聾啞協会、第 49 号、1929 年 4 月、pp.2-4.
- ¹⁴ アメリカにおいて公立通学制学校が導入されるまでの主流は、手話で教育を行い職業訓練や社会的自立を重視する公立寄宿制学校であった。20 世紀初頭に公立通学制学校の数は劇的に増加したが、アメリカ全体で見れば 1940 年代でもなお公立寄宿制学校在籍生徒数の方が圧倒的多数であったという。(藤川・高橋、前掲論文、P.206.)
- ¹⁵ 藤川・高橋、前掲論文、P.206.
- ¹⁶ 調査内容は川本宇之介「欧米に於ける聾者の地位と生活」『聾啞界』第 32 号、1925 年 4 月、pp.2-11.、「聾啞者の職業に就いて」『聾啞界』第 40 号、1927 年 10 月、pp.9-14.に詳細が載せられている。
- ¹⁷ 井上久之丞「川本先生の講演を聴きて」『聾啞界』第 33 号、1925 年 10 月、pp.18-23.、加藤英一「私の無智の懺悔」『聾啞界』、第 52 号、1930 年 9 月、pp.25-28.
- ¹⁸ 加藤英一「手話の展望」『聾啞界』第 53 号、1930 年 12 月、pp.5-9.
- ¹⁹ 井上、前掲、第 33 号、1925 年 10 月、pp.18-23.
- ²⁰ 井上久之丞「斯の道の為に(承前)」『聾啞界』第 32 号、1925 年 4 月、pp.11-20.
- ²¹ 廣畑肇「あれやこれや(続)」『聾啞界』第 59 号、1932 年 6 月、pp.8-12.
- ²² 同上、第 56 号、1931、pp.11-12.、加藤、前掲、1930 年 9 月、pp.25-28.
- ²³ 井上久之丞「斯の道の為に」『聾啞界』第 31 号、1924 年 11 月、pp.2-5.
- ²⁴ 井上久之丞「斯の道の為に(承前)」『聾啞界』第 32 号、1925 年 4 月、pp.11-20.
- ²⁵ 藤本敏文「晩近聾啞教育の趨勢に対する一考察及手真似進化論」『聾啞界』第 34 号、1926 年 12 月、pp.14-23.

²⁶ 同上.

²⁷ 廣畑肇「あれやこれや」『聾啞界』第 56 号、1931 年 9 月、pp.19-22.、同左、第 57 号、1931 年 12 月、pp.4-7.

²⁸ 同上、第 57 号、1931 年 12 月、pp.4-7.

²⁹ 津名道代『難聴 知られざる人間風景 -日本史に探る聴覚障害者群像- 下』文理閣、2005、pp.14-22.

³⁰ 藤本、前掲、1926 年 12 月、pp.14-23.

³¹ 川本宇之介「食はず嫌いをする勿れ -此の現実を視よ-」『聾啞界』第 45 号、1928 年 11 月、pp.4-11.

³² 藤本他「聾者の読唇問題に就て」『聾啞界』第 46 号、1929 年 11 月、p.14.

³³ 同上、P.16.

³⁴ 同上、p.19.

³⁵ 同上、p.19.

³⁶ 同上、p.15.

³⁷ ここで参照したのは以下の 5 本の原稿である。「私の生活と信仰」第 41 号、1927 年 12 月、pp.13-18.、「感謝の生活」第 44 号、1928 年 10 月、pp.10-13.、藤本他「聾者の読唇問題に就て」第 46 号、1929 年 11 月、pp.12-13.、「現実」第 47 号 1919 年 5 月、pp.4-8.、「現実?(続)」第 48 号、1929 年 9 月、pp.6-12.。なお、個人情報が多く含まれるため、プライバシー保護の観点から実名の表記を避けた。

³⁸ 同上、1928 年 10 月、p.11.

(生涯教育学講座 博士後期課程 2 回生)

(受稿 2016 年 9 月 9 日、改稿 2016 年 12 月 2 日、受理 2017 年 1 月 6 日)

1920-30 年代の聾啞者にみる「公民」概念の受容と抵抗

— 『聾啞界』の手話をめぐる議論を中心に—

池田 法子

本論は、1920-30 年代の日本社会で国民統合理念として掲げられた「公民」概念を、マイノリティ集団である聾啞者がいかに受容し、抵抗したか、その様相および葛藤を考察するものである。具体的には、当該時期の障害児教育の発展に貢献した川本宇之介の「公民」教育論と聾教育の関係を整理し、聾啞学校教員や農村部の女性等の様々な立場の聾啞者からの川本の議論に対する対応・反応を考察した。「公民」教育論は、自由や平等といった価値の拡張を理想とする「デモクラシー」を基調に行動する「公民」の育成を目的とし、教育の機会均等の観点から聾教育に連結した。聾学校卒業生・教員の立場では、その理念には共感が示されたが、実際の学校や日常生活場面での手話の合理性や心理的影響に関する反論があった。一方、経済的・精神的自立を重視する「公民」概念は、国家社会に有用な人材たるイデオロギーを含みつつも、労働・結婚の差別に直面した当事者に受容された。

Acceptance and Resistance of the Concept of “Koumin – Public Citizen” in the Case of Deaf People in 1920s – 30s: Focus of Discussion about Sign Language on the Journal *Rōa-kai*

IKEDA Noriko

This paper examines how the concept of “Koumin – Public Citizen,” which was proposed as an idea of unity of the Japanese people in the 1920s – 30s, was accepted or resisted by a minority group, the deaf. Focusing on Unosuke Kawamoto, who contributed to the development of education for people with disabilities during this period, his idea of “Koumin” education was clarified. Then, the reactions of various deaf people, such as teachers and alumni of schools for deaf children, and a woman living in rural area were examined. Idea of “Koumin” education aimed to educate people as citizens capable of acting based on “democracy,” which is an extension of the value of liberty and equality. In terms of equal educational opportunities, this concept was connected to the education of deaf children. Deaf alumni and teachers sympathized with the educational idea, but they objected that sign language was the rational and comfortable language for them. The concept of “Koumin” education stressed independence, and was accepted by deaf people who faced discrimination with regard to labor and marriage, involving the ideology of being useful to the Japanese nation.

キーワード：聾啞者、「公民」概念、手話

Keywords: Deaf people, Concept of “Koumin – Public Citizen”, Sign language

